

| | |
|--------------------|---|
| Title | 歴史性をもった街並みの修景戦略による地域の再生：二号線問題(ベイエリア・産業地域再生問題)解決のための景観創出型まちづくりに向けて |
| Author | 吉岡 政和 |
| Citation | 都市経営研究 e. 17 巻 1 号, p.51-74. |
| Issue Date | 2023-01-16 |
| ISSN | 1880-3822 |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学大学院創造都市研究科 |
| Description | |
| DOI | |

Placed on: Osaka City University

歴史性をもった街並みの修景戦略による地域の再生 — 二号線問題(ベイエリア・産業地域再生問題)解決のための 景観創出型まちづくりに向けて—

Regional Regeneration by Townscape Remodeling (Landscaping) Strategy in
Towns with Historical Value:
An Approach to Solve Japanese “Route 2 Problem” (the Bay Area / Industrial Area
between Osaka and Kobe Revitalization Problem)

吉岡政和(元兵庫県議会議員・西宮市議会議員)

YOSHIOKA, Masakazu (Former Member of Hyogo Prefectural Assembly and Nishinomiya City
Council)

【要旨】

(問題意識) 歴史まちづくりには、歴史的な景観の取り入れ方によって、「保存型」「修景型」「創出型」の3種類が存在する。もともと「保存型」が非常に多く行われてきたが、1980年代頃になると、国の補助金等を利用して、伝統的な町なみだけでなく市街地も修理・修景や町づくり事業が行われるようになった。こうした試みにより、行政と市民による協働のまちづくりが本格化してきた。近年でも、「街なみ環境整備事業」や「都市再生整備計画事業」などさまざまな事業によって町なみが更新されてきた。保存型の「伝建地区」のまちづくりについて研究は多いが、修景型の「街なみ環境整備事業」については少ないのが現状である。それにも関わらず今後重要性が増すと考えられる。

伝統的建造物でない一般家屋においては国交省主管補助事業の「街なみ環境整備事業(まち環事業)」を活用した修景事業が実施されている。「街なみ環境整備事業」は住民等による個々の住宅や事業所の修景やまちづくり組織による活動を助成する「街なみ整備助成事業」と、道路や公共施設等の公共空間の整備を行う「街なみ整備事業」の二本柱からなっている。

本研究では、このように、近年重要性が増している「修景型まちづくり」について研究する。修景型でよりサステナブルな成功をおさめている鹿島市、出雲市、枚方市などを例に、その持続可能なメカニズムを分析した。モータリゼーションや大型商業施設の建設などによって、一度はその街並みが崩壊したものの、景観整備やイベント開催によって復興を果たした枚方市と出雲市、また、酒蔵など歴史的要素を活用したまちづくりによって復興を果たした鹿島市である。

(分析) その結果、修景まちづくりの典型的な例から、各事例に必ず共通する普遍的な問題を考察し、これまであまりまとめられなかった、修景まちづくりの特性を明かにした。

(外的要因による危機意識共有モデル) 修景まちづくりを始めるきっかけは、必ずと言って良いほど、その町が危機的状況に陥ったときに発動される。保存型まちづくりの場合は完全な歴史的建造物の対象がある。それを維持しようとするのは自明であるので、外的なショックがなくても良い。それに対し、修景まちづくりの場合は、まちに立派な歴史伝統・イメージはあるが、一部の歴史的なものが残っているだけであったり、全体的な歴史的伝統のみが残っていることが多いので、修景まちづくりが始まるためには、強い外的ショックによるまち並み整備の意欲が高まることが多いと考えられる。ショックは2種類に大別され「交通危機型」が出雲、鹿島、「都市整備危機型」が枚方、富田林、川越にみられた。

(ハードモデル) 修景まちづくりの成功例では共通してみられる、ハード整備にかわる制度、プロセス、手法が存在する。必要なものは、**(1) 景観審議会、(2) まちづくり協議会、(3) まちづくり条例、(4) まちづくり協定、(5) 街なみ環境整備事業におけるガイドライン、**

(6) マッチング活動。修景型まちづくりではなぜガイドラインが必要となるのか?伝建のような保存型まちづくりでは、保存すべき建物があるので明確であるが、修景型の場合は、その地域の伝統的建築のデザインを定義し、周知する必要がある、行政と専門家委員会でガイドラインを策定することは不可欠となる。地域の歴史的成り立ちや、まちの景観的特長を調査、検討、研究し、良好な町並み景観形成のための整備基準を策定する専門家や行政主体のガイドライン策定組織が非常に重要となる。組織においては、建築・まちづくりの専門家は勿論のこと、学識経験者、行政、地域住民、地権者等、多様な主体が連携してガイドライン策定を進めていくことが重要である。

(ハードにかかわる組織論) この段階では必要な組織は、**「1) 行政委員会」「2) まちづくり協定の為の組織」「3) マッチングの為の組織」**の3分類にまとめられる。1) 「行政委員会」は各景観審議会である。2) まちづくり協定の為の組織は、枚方はまちづくり協定運営委員会、出雲は神門通り地区まちづくり協定運営委員会、鹿島は肥前浜宿まちづくり協議会である。3) マッチングの為の組織は、枚方は枚方宿地区まちづくり協議会(まちづくり協定運用部会)、出雲は神門通り地区まちづくり協定運営委員会、鹿島は NPO 法人肥前浜宿水

とまちなみの会である。

(ソフトモデル) 修景まちづくりの成功例では非常にイベント等の集客を重視しておこなうことが共通してみられる。そこで、修景戦略におけるソフトな施策をまとめてモデルとする。観光要素論において「見る」「食べる」「買う」「イベント」「休息」が必要不可欠とされ、また、イベントは時間と空間を一致させ、統一テーマでおこなうことが非常に重要である。ハードだけでは人はこない。景観まちづくりは、ただ美しい景観を作るだけではだめで、それを知ってもらうためのイベントを強力にやらなければならない。

(ソフトにかかわる組織論) この段階では必要な組織は、「4) まちづくり団体」「5) イベント毎の実行委員会」の2分類にまとめられる。4) まちづくり団体は、枚方は枚方宿地区まちづくり協議会(各部会)、出雲は神門通りおもてなし協同組合(神門通り甍りの会)、鹿島はNPO 法人肥前浜宿水とまちなみの会である。5) イベント毎の実行委員会は、枚方はくらわんか五六市実行委員会、街道菊花祭部会など、出雲は神門通りおもてなし協同組合(神門通り甍りの会)、鹿島はNPO 法人肥前浜宿水とまちなみの会、鹿島市ニューツーリズム推進協議会などである。

キーワード: 修景戦略、歴史まちづくり、街なみ環境整備事業、イベント戦略、ニューツーリズム

第 I 章. はじめに (背景と目的) (略)

1. 失われてきた日本における歴史的町並み
2. 歴史景観特性を用いたまちづくりの復権
3. これからの歴史まちづくりの問題点

(1) 景観的一貫性の欠如の問題

(2) 歴史性のある町並みで、修景型、創出型の重要性の認識

腐食性の高い木造建築や自然災害が原因で、日本では、かつての歴史的景観が失われている地域が多く存在する。この様な地域では、過去の景観様式をガイドラインとして復元し、それをもとに修景を実施する。これは、ヨーロッパを中心に世界中で実施されている政策である。

また、日本では戦災復興計画により多くの中心市街地が改造されている。そして中心市街地を見回したとき、そのほとんどが戦後に建てられた建物群で占められていることはいうまでもない。

1980年代頃になると、国の補助金等を利用して、伝統的な町なみだけでなく市街地も修理・修景や町づくり事業が行われるようになった。こうした試みにより、行政と市民による協働のまちづくりが本格化してきた。近年でも、「街なみ環境整備事業」や「都市再生整備計画事業」などさまざまな事業によって町なみが更新されてきた。しかしながら、現況の町なみや地域の特性に即した修景基準が定められていない町が数多く存在する。歴史的なまちなみを扱った観光地においては、修理・修景することで新規出店者を支援し空き店舗をなくすことはできるが、商店では利益をあげたいがために目立つ看板や奇抜な色の外壁などにする事例がある。この様な地方都市の景観を改善していくうえでも詳細な調査・分析により地域の景観特性を把握する必要がある。しかしながら、保存型の「伝建地区」のまちづくりについて研究は多いが、修景型の「街なみ環境整備事業」については少ないのが現状である。それにも関わらず今後重要性が増すと考えられる。

本研究では、このように、近年重要性が増している「修景型まちづくり」について研究する。修景型でよりサステイナブルな成功をおさめている鹿島市、出雲市、枚方市などを例に、その持続可能なメカニズムを分析する。

第 II 章. 「歴史まちづくり」の定義と分類

1. 「歴史まちづくり」の定義 (略)

2. 「歴史まちづくり」の分類 (略)

(1) 保存型 (略)

(2) 修景型 (略)

伝建地区に指定されていない地域において、歴史的な建造物や、古いまちなみが残っている地域において、伝統的地域特性を基に統一感のある景観へと修復を行う手法を修景型と呼ぶ。

(3) 創出型 (略)

伝統的建造物や歴史的景観が崩壊の状態にあり、新旧の建物が混在している地域において、その地域が有する文化性や歴史性を基にして、再現すべき景観をガイドライン化し、古い様式を継承しつつ、新しい景観を創出するまちづくりの手法が創出型である。創出型歴史まちづくりでは、街路や特定区画を起点として周辺エリアの景観創出を行うことで、景観に連続性を持たせ、統一感を担保する。街路を起点とするものをストリート型、特定区画やランドマークを起点とするものをスクエア型と呼ぶ。

第三章. 先行研究・文献と本研究の位置づけ

1. 景観まちづくり

(1) 景観まちづくりとその歴史

1980 年の「都市計画法」の改正によって創設された地区計画制度は、地域ごとの特性に応じた詳細ルールの策定を可能にし、策定に十分な住民参加をうたったこともあり、全国各地にまちづくりの動きを浸透させるきっかけとなった。旧建設省の「地域住宅計画 (1983)」や、「町並み環境整備事業 (1988)」も、景観まちづくりの進展を促すものであった。1980 年代は、一般市街地における、「まちづくり」を強く意識した景観街づくりの取り組みが先進的な自治体によって試みられるようになった時期である。さらに、1990 年代は、景観まちづくりが全国的に本格的に普及した時期である。この時期に、全国の各自治体において、景観条例が次々と策定されている。しかし、1990 年代の景観まちづくりの高まりは、その一方で、自治体が策定する景観条例の限界を露呈することとなった。景観条例が都市計画法や建築基準法に根拠を持つ「委任状例」では無く、地方自治体によるいわゆる「自主条例」であり、建築などの行為に対する強制力を持つものではないという点である。このような背景の下、2004 年に「景観法」が制定された。

(2) 景観まちづくりの意義

景観まちづくりの意義は、主に「地域価値の発見と共有」「生活アメニティの保全」「地域経済の活性化」「地域力の向上」の 4 つである (日本建築学会 2015)。

(3) 都市計画と景観まちづくり (略) 1) 景観まちづくりにおける都市計画の役割、2) 景観まちづくりのための都市計画手法、3) 良好な景観形成のための補助的なゾーニング、4) 都市計画の限界と可能性: 第 1 に、都市計画の手法は、一部を除いては、都市計画区域内でしか用いることができない。第 2 に、都市計画によるルールは、ほとんどの場合、公共施設を例外にしているということがあげられる。第 3 に、都市計画によるルールでは、規定できる項目が限定されており、しかもそれらは、基本的には数値による基準という表現をとっている点である。第 4 に、都市計画は景観づくりのルールとして有効な手法であって、いわば景観まちづくりの全体プロセスにおいては最後の段階で登場するものであり、ルールに至る合意形成については、別の問題として残されている。住民の十分な参加を前提としている地区計画は、この点でその他

の都市計画とは一線を画するものであり、だからこそ、地区計画は景観まちづくりと親和性の高い都市計画手法として、各地で景観まちづくりの目標とされてきたといえよう。ここで述べた都市計画の課題に、一部ではあるが踏み込んだものが、2004年に制定された景観法である。

(4) 景観法による景観まちづくり (略)

1) 景観法とは: 「景観法」は、2004年6月18日に制定された都市・農山漁村における良好な景観の形成を促進するための法律である。そして、景観法と同時に公布された「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」と「都市緑地保全法の一部を改正する法律」と合わせて、景観緑三法と呼ばれている。景観緑三法は、景観の整備保全の必要性から、地方公共団体に対して一定の権限を付与することを目的とし、景観法の制定を中心とした関連法律の整備を含めて、2005年6月1日に全面施行された。2) 景観法制定の背景 (略)。3) 景観法の目的 (略): 景観法自体は、直接景観を規制するというような法律ではなく、地方自治体で策定する景観計画や条例、そしてそれに基づいて地域住民が作成する景観協定などに、実効性や強制力を持たせようとするものである。つまり、景観行政団体である地方自治体が定める景観条例は委任条例となり、景観法を背景に実効性のある条例となるため大きな役割を果たすことが可能になった。4) 景観法の基本理念と責務 (略)。5) 景観法の構成: 国土交通省『景観法の概要』(2005)によると、景観法は全7章で構成されている。その中で、第2章の景観計画及びこれに基づく措置と第3章の景観地区などに景観法の骨格が定められている。6) 景観法の効果と可能性: i) 総合的な風景からの地域づくり: 室田(2008)は、景観計画は都市計画区域以外も計画区域とすることが可能であると述べている。ii) 形態意匠のルールを活用したまちづくり: 小浦(2008)によると、間口の大きさや軒高、屋根のかたちや壁面の大きさなどの建物形態に関する項目や、色やデザインなどの意匠は、これまでの建築確認の対象とならないことから、景観に大きく影響するにもかかわらず、ルールづくりをしても、なかなか有効に機能してこなかった事が分かっている。景観法では、この景観意匠が規制誘導の主要な対象となっている。iii) 住民提案による地域からの景観まちづくり。iv) 地域のシンボル景観から取り組むまちづくり。v) 景観形成における協働: 景観法では、景観形成は住民、事業者、地方公共団体の協働作業と言える。

2. 町並み保全型まちづくり

(1) 保全型まちづくりの概要

1) 保全型まちづくりの歴史、2) 「保全」の考え方

(2) 歴史的環境保全制度の変遷

戦後1950年に「文化財保護法」が制定された。文化財保護法は現行の歴史的環境保全制度の柱となる根拠法である。枝川(2002年)は、戦後の大きな特徴の1つは、保全対象が単体建造物を中心とした「点」から複数の民家などを中心とした「面」へと対象が拡大したことでありと述べている。このような動きに伴い、歴史環境の保全が単に文化財保護場のみならず、都市計画上の課題であることが認識され始めた。そして、1966年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」、1975年に「文化保護法」が改正され、「伝統的建造物群保存地区制度」が創設されることとなった。

(3) 歴史的風致建造物保存整備事業 (略)

これまでの日本での歴史的まちづくりにおいて、大勢であった保存型まちづくりを、その典型的な例は伝統的建造物群保存地区制度である。1) 伝統的建造物群と保存地区、2) 伝建地区と重伝建地区、3) 伝統的建造物群保存地区の選定基準。

3. 修景型まちづくり

（1）街なみ環境整備事業概要

1) 街なみ環境整備促進区域：面積 1 ha 以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域。①接道不良住宅率 70%以上かつ、住宅密度 30 戸/ha 以上。（接道不良住宅とは、復員 4 m 以上の道路に接していない住宅をいう）。②区域内の幅員 6 m 以上の道路の延長が区域内の道路総延長の 1/4 未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の 3%未満である区域。③景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域。2) 街なみ環境整備事業地区：街なみ環境整備促進区域において、地区面積 0.2 ha 以上かつ、区域内土地所有者等による「まちづくり協定」が締結されている地区。

（2）街なみ環境整備事業の主な整備メニュー

1) 街なみ整備事業（補助率、事業費の 1/2）：小公園・緑地の整備、集会所等（生活環境施設）の整備、電線地中化・道路美装化、案内板の設置、住宅・建築物の修景、門、塀、柵等の整備。2) 協議会活動助成事業（補助率、事業費の 1/2）：協議会活動における勉強会、見学会、資料収集等が補助対象となる。3) 整備方針策定事業（補助率、事業費の 1/2）街をどのように整備するかの基本方針を定める必要があり、街なみ環境整備促進区域、地区施設・住宅等の整備に関する基本方針、区域の整備予定時期等がある。そのための現況調査、物件調査、説明会の開催など整備方針の策定活動が補助対象となる。4) 国以外の助成や融資：都道府県 市町村 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫。

（3）事業主体と施行者

街なみ環境整備事業の事業主体は地方公共団体で施行者は「まちづくり協定」を締結するものとされている。事業主体である地方公共団体は街なみ環境整備方針を定めて国土交通大臣の承認を受けなければならない。市町村がその申請を行う場合は、都道府県の知事を経由しなければならない。

（4）街なみ環境整備事業要綱

第IV章. 事例研究一枚方市

1. 地理（略）

2. 歴史（略）

（1）地域の歴史

1) 古代史。2) 中世史。3) 近世史：大坂から近江・北陸という教団の本拠地を一本につなぐため、水陸交通の要衝となる地に、本願寺の宗主の縁戚を住職とする浄土真宗寺院（順興寺）を配し、寺内町を築いた。京と大坂をつなぐ淀川の間地点に位置する枚方は、早くから人と物の行きかう交通の要衝として注目されていた（天野、1987）。順興寺の創建年代は明確には明らかになっていないが、1543年に記された『天文日記』にその名が記されており、1559年には蓮如の第27子の実従（1498～1563）が入寺して町を整備したとされている（枚方文化観光協会ホームページ）。豊臣秀吉は、文禄年間、諸大名に命じて淀川左岸に「文禄堤」を築造した。大阪平野を氾濫から守る淀川治水のための堤防であると同時に、堤上を人が往来できる街道の機能を有していた。大坂城の接收後は、文禄堤を東海道の延長部に組み込み、守口・枚方・淀・伏見の4宿を宿場として定められた。これが「枚方宿」の起源である（中島、1997）。東海道というのは、東京から京都

までといわれているが、そこから豊臣秀吉が整備延長した大阪までの街道筋が京街道になった。東海道五十三次は有名であるが、品川宿から大阪に至るまでの56番目の宿場町ということになり、東海道の延長ではあるが、実質は京街道である。上り方向(京都方面)に通行量が片寄る「片宿」の状況を呈していた。枚方宿は旅籠屋が多いことが特徴であり、歓楽街としての賑わいも有していた(大場、1989)。**4) 近代史。5) 現代史。**

(2) 枚方宿におけるまちなみの変容傾向(略)

3. 対象地域と歴史町並みの危機

1872年、宿駅制度廃止に伴い、枚方宿も宿場としての役割を終えた。本陣跡をつぶして郡役場になったりして、町屋、歴史的建造物、街道は歴史とともに徐々に町並みが失われていった。昭和、平成時代に市街地再開発事業など行政主導の再開発事業でも、街並みが消えていった原因の一つでもある。往時をしのぶ建築物はどんどん減少し、当時街道沿いに350軒ほどあったといわれた町家は、1割弱にまで減った(枚方市役所より筆者ヒアリング)。

4. 歴史まちづくりの経緯

(1) 1999年頃に枚方市が現況調査をやった。その調査の結果、1888年頃の資料には枚方宿の形状から町屋が立ち並んでいたのではないかと確認されたが、町家とか残された建物も39件にまで減少し、ほぼ壊滅的に歴史的な建造物が失われていた状況が確認された。屋根の形状は日本瓦で2階に虫籠窓、うだつなどが配置されていた。一階部分には庇をつけて、街並みとして庇が連続してあったようなところであった。壁は漆喰、もしくは焼杉。開口部には格子がはめられていたということが枚方宿の町家の特徴である。そういうことを踏まえて、枚方市として歴史ある街並みをどう残していくのかを考えた。現況調査を踏まえ、枚方市だけではなくて住人も巻き込んで街づくりとして取り組む必要があるという結論にいたる。

(2) 1998年に「枚方宿地区まちづくり協議会」を設立、合わせて地域の「まちづくり協定」締結された。

(3) 1999年に国土交通省の補助事業、街なみ環境整備事業を活用していこうという考えのもと、整備方針の大臣承認を受け、2002年から事業スタート。当時、景観形成要項の「歴史的景観保全地区」に指定した上で、街なみ環境整備事業の計画を立て10ヵ年計画とした。現在でも5年刻みで計画を見直し継続している。

(4) 2008年に大阪府の支援事業を受けた。2012年には、大阪府の「景観計画」に歴史的街道区域に指定され2014年に枚方市が中核市に移行したことで、景観事業が大阪府から移管され、景観行政団体になった。景観行政団体になると、景観法において都道府県にかわって事務を受託し事業を行うことになるので、同時に景観行政団体に移行できるよう、景観計画もたてた。現在は、枚方市独自の景観計画において景観重点区域に当該地区を指定している(枚方市役所より筆者ヒアリング)。

5. 景観事業(略)

枚方市は、2014年4月の中核市移行にあわせ景観法に基づく「枚方市景観計画」を策定し、「枚方市景観条例」を施行している。景観計画に関しては、枚方市全域を景観計画区域とし、地域特性に応じて、景観重点区域・景観形成区域・一般区域に区分されている。また、景観形成区域に関しては、道路景観軸・河川景観軸・東部景観軸の3つの景観軸によってさらに詳細に区分されている。

(1) 景観重点区域

- (2) 景観形成区域
- (3) 建造物色彩基準

6. 修景事業

(1) 修景事業の事例

本来の街なみを保全し、景観創出によるまちづくりを推進するため、2014 年には先述の景観計画が策定された。枚方市では 2021 年までに、歴史的景観建造物の改修事例が 14 件、住宅や店舗の外観に関する修繕事例が 35 件実施された。また、小公園や緑地の設置、無電柱化などの整備事業などの事例も存在する。

以下、「街なみ環境整備事業」を活用した景観まちづくりを記述する。道路の美装化ということで、歴史街道を石畳とカラー舗装で美装化した。小公園緑地化整備、生活環境施設、その他石畳と、街灯整備ということで灯籠に模したような街灯を整備して枚方宿を PR するような照明にした。駅の顔にぎわい創出事業のモニメントをあちこちに設置。その他案内サインの整備、修景助成、街角美術館創出事業をおこなう。

修景の事例ということで、歴史的景観建造物を 14 件、一般建築物店舗、一般住宅への修景助成を 35 軒、2020 年度までにおこなう。修景助成について、重要建造物で外観、修繕復元ということで、上限額が 500 万円まで。補助率が 8/10 で景観重要建造物であれば、上限 500 万円まで出すという補助率もかなり高い支援をしている。歴史的景観保全のため、整備のために必要な建築物地区新築又は改築、新築、増築、改築、修繕に対しても 300 万。こちらも補助率 5/10 ということで 1/2 の補助金ということになる。一番多いのは 300 万上限のケースが、今までで 30 数件。事業開始時には、駅に近く人通りが多くて需要が高い街道の入口部分の物件には、目立つ場所であり、今後の修景促進へのアピールにもなることから所有者に修景をお願い働きかけた。近年は、歴史的建造物数も元々少なかった事もあり、新規で補助する件数は伸び悩んでいる。一般の方が、建て替えということで、昭和の中期ぐらいに建てた建築物が、ちょうど更新時期にきて、所有者も亡くなられて、新たな所有者が補助を活用される事例が多いというのはこの 300 万のこのケース。この補助自体は継続していく計画。最後に、まちづくり活動、協議会活動の助成金を国費から取得している (枚方市役所より筆者ヒアリング)。

7. マッチングプロジェクト組織

(1) 枚方宿地区まちづくり協定

枚方宿地区では「まちづくり協定」を締結している。「まちづくり協定」の中で、建物を建て替え、建築物を新たに建築する時は協議会において協議するという内容になっている。事業者が現れたら「まちづくり協議会運営部会」で協議して、まちなみに沿ったような建物にするという協議がされる。「景観区域内において建築行為等計画しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする」ということになっており、基準を 6 条に定めている (枚方市役所より筆者ヒアリング)。

8. イベントプロジェクト組織

(1) 枚方宿地区まちづくり協議会の活動

主な活動内容は、まちづくり協定運用部会、町屋情報バンク部会、街道菊花祭部会、五六市部会といった部会毎に活動を行っている。

(2) 一般社団法人くらわんか五六市

いまは五六市が組織的に大きくなり、一般社団法人を取得し運営している。出店者からの収入などで税金の支払いが生じる。そこで法人格をもって会計処理を適正に行うことにした (一般社団法人くらわんか五六市代表理事より筆者ヒアリング)。

第 V 章. 事例研究—出雲市

1. 出雲市の概要 (略)

2. 地域の概要と神門通りの成り立ち

(1) 地域の歴史

1) 先史 (江戸時代以前)。2) 江戸期。3) 近世史: 1912 年頃に大社駅の誘致をめぐる、馬場地区と市場地区の参詣道で対立が起きた。対立が泥沼化したため、鉄道院が出した両者の中間地点に設置するという第三案に決定した。これにより、今までの参拝客はどちらかの参詣道を迂回して通っていたが、神門通りが整備されたことで、一直線に駅から参拝することができるようになった。この計画の立役者は、当時の第 19 代島根県知事である高岡直吉である。4) 現代史。

3. 対象地域と歴史町並みの危機

昭和初期の頃は多くの参拝客で賑わっていたが、1960 年代から車社会が到来した (ブリジストンホームページ『1960 年代のモータリゼーションの進展とブリジストン』)。この社会現象は神門通りに大きな影響を与えることになる。1972 年に出雲大社神門通りから外れた場所に、大きな駐車場が整備された。1990 年に JR の大社線が廃止され、自動車利用の参拝者が増加、そして出雲大社参拝の導線が神門通りではなく、外苑の駐車場に停めてそこから直接出雲大社へ行くということになり、神門通りを通る観光客が減少した。2000 年頃、神門通りには観光客の姿がほとんど見られないほど衰退した。当該地区の用途は、商業地域で、店舗、店舗併用住宅、戸建住宅が混在しており、通りの賑わいの衰退に伴い、空き店舗が目立ち、統一感の無い建物が建ち並んでいた。(出雲市より筆者ヒアリング)。

4. 歴史まちづくりの経緯

2013 年「出雲大社平成の大遷宮」があり、本殿遷座祭が行われるということで、それに合わせて、神門通りを出雲大社の門前にふさわしい風格と、賑わいのある通りへ再生させる取り組みが 2008 年にスタートした。

出雲大社の参道である「神門通り」エリアについては、「にぎわいづくり」を整備の基本方針として、神門通り概要において述べたモータリゼーション等によって失われたにぎわいを取り戻すため、官民一体での整備事業が展開されてきた。出雲市は「21 世紀出雲のグランドデザイン」、「出雲未来図」において、出雲大社周辺の歴史文化のシンボル空間と位置づけ、門前町の再生に向けて、多面的な整備、商店街の活性化を支援し、長時間滞在してもらうよう「交流人口 1000 万人の達成」を目指して整備を進めていくことを決めた (出雲市から筆者ヒアリング)。

5. 景観事業

(1) 経緯

2005 年 3 月に、2 市 4 町 (出雲市・平田市・佐田町・多岐町・湖陵町・大社町) が合併し、出雲市が誕生

した。出雲市は、2006 年 10 月 10 日に島根県知事の同意を得て、景観法に基づく景観行政団体になった。また、これに先立って同年 9 月 27 日に市民一人ひとりの参加のもとで、出雲らしい個性的で魅力あるまちづくりを推進し、豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とし、景観の形成に関して必要な事項を定めた「出雲市景観まちづくり基本条例」を策定した。

そして、この条例に基づいて 2008 年 3 月に「出雲市景観計画」を策定した。この景観計画のなかで、出雲市は歴史的地域に位置付けられ、「出雲の歴史と暮らしを次世代に伝える歴史的町なみづくり～出雲市の重要な財産として、趣のある歴史的景観の保全と育成に努める～」といった目標を掲げている。

ワークショップの開催や、アンケートやヒアリングを行って、住民と協働してどのような整備がふさわしいか協議を進めた。当時の神門通りは、幅員 12m で、両側の歩道空間が 2.5m、車道空間が 7m となっていた。また、神門通りが直線的な通りになっていたこともあり、自動車走行の平均速度が高かった。故に、歩行者の安全が担保された構造であるとは言い難く、歩行者向けの観光通りには不向きな街路構造であった。

2009 年 10 月と 11 月に、神門通りの街路整備に関する住民アンケートが実施された。アンケートの内容としては、幅員を 12m から 16m へと拡幅するという計画に関するものであった。この計画に対して、拡幅する事に対する反対の意見が多数を占めた。その後、神門通りの幅員課題に関するワークショップが 6 回実施され、道路幅員・松並木の景観保全・無電柱化についての検討がなされた。これを解決する計画として、シェアド・スペース（歩車共存道路）と呼ばれる手法が提案された。シェアドスペースの具体的な内容は、歩行空間を両側 3.5m 確保し、車道部分を 5m と狭くした上で、中央線の消去、制限速度を減速させるというものであった。道路幅員を変更しないため、松並木の保存が可能な上に、車道空間を狭幅させることで自動車の平均速度の低下を見込める、当時の懸念点に対する最適な手法であった。

(2) ポケットパーク「縁結びスクエア」

6. 修景事業

補助金助成の承認は、沿道の自治会長等で構成されるまちづくり運営委員会が行うことになっている。対象区域面積は 5.4 ha で、本助成補助金制度への同意者は 92 人中 72 人となっており、全体の 78% の人が同意している。補助金の額は、神門通りから見える範囲の外観に係る工事費に限定して、補助対象経費の 3 分の 2 以内で、交付限度額は 200 万円とし、交付は原則として 1 敷地 1 回限りとされている。なお、助成期間は 2011 年度から 2025 年の 15 年間で予定している。2011 年から 2020 年までに、合計 37 件の助成実績があり、助成金総額は 5784 万 7000 円である。

出雲大社の門前町にふさわしい「和」を基本とした建物とするため、各景観要素は以下の様に定められた。

1) 建物の高さについては、概ね 2 階建て以下にし、屋根については、切妻などの和風傾斜屋根とし、黒・灰色系の日本瓦が用いられた。

2) 壁面線については、大幅な後退は行わず、建物の外壁については、漆喰塗、板張、吹付等の和風仕上げとし、色彩は白、灰色又は茶色と定められた。

3) 門や塀についても、自然素材を用いた上で和風のものとし、街なみへ調和が前提とされた。

ファサード（外壁/看板、出雲格子、塀・門・柵）については、神門通り地区の修景基準では、外壁は漆喰、板壁、土壁等の自然素材を活用したもの、またはこれらをイメージする吹き付け材とし、色彩は自然素材の色を基調とすることが定められている。漆喰仕上げとしている建物は、95 件中 21 件程度である。また板壁を用いた建物の件数は修景によって増加した。特に、95 件中 8 件程度が伝統的な手法として知られる下見板張りを取り入れている。(i) 建物修景助成事例 1：紳楽（そうらく）、(ii) 建物修景助成事例 2：スター

バックスコーピー、(iii) 建物修景助成事例 3 : しんもん横丁

7. マッチングプロジェクト組織

2011 年度にまちづくり協定を締結。それと一緒に「まちづくり協定運営委員会」を組織。「まちづくり協定運営委員会」は、新築・改修など修景助成の案件が出てきた時に、まちづくり協定に適合しているかどうか図る委員会である。 神門通り街路整備事業のワークショップにおいて、「建物に統一性を持たすべき。自動販売機や室外機が目立たない工夫を。建物の高さを揃えるべき。ルールを作り、整備する際の補助を」などの意見が出された。そこで「沿道建築物修景基準策定委員会」を設立した。メンバーは沿道 7 町内会長・関係 2 団体 (神門通り開発促進協議会・神門通り甦りの会)・学識アドバイザーで構成し、街なみデザインの検討を行う。デザイン要素は「高さ、屋根、壁面線、材料、色彩、設備、駐車場、看板」などとし、街なみデザイン委員会 (仮) が、個々の建物の外観が街なみにふさわしいかどうかを判断する。

8. イベントプロジェクト組織

地元の動きとして、「神門通り甦りの会」というのがある。2007 年、「ばか者、若者、よそ者」が神門通りに出店して、出雲観光協会副会長だった田辺達也氏、美術工芸店経営佐藤辰己氏らが設立の呼びかけ人となり、2008 年 7 月観光客へのおもてなしを活動目的として「神門通り甦りの会」を正式に発足し、ガイドマップづくりや朝市、街路清掃など地道な活動を進めた。発足当時は 11 人であったが、5 年後の 2013 年 4 月には 55 人 (団体含む) に拡大された。 2013 年には島根県が島根景観賞を受賞。同年には「神門通り甦りの会」が「神門通りおもてなし協同組合」に発展した。

神門通り修景型まちづくり効果 (出雲市建築住宅課景観係資料『神門通り地区活性化へ向けた取り組み』より) 整備前平成 21 (2009) 年 ⇒ 整備後平成 25 (2013) 年

(1) 歩行者数は約 10 倍増加: 宇迦橋北詰地点 (10.7 倍) 257 (2009) ⇒ 2746 (2013)。小学校入口 (9.6 倍) 610 (2009) ⇒ 5827 (2013)

(2) 滞在時間平均 11 分増加: 平均時間 2.13 時間 (2009) ⇒ 2.32 時間 (2013)

(3) 整備区間外にも歩行者数増加の効果が波及

(4) 出店状況は約 2 倍: 38 店 (2009) ⇒ 66 店 (2013) ⇒ 75 店 (2015)

第 VI 章. 事例研究一鹿島市

1. 鹿島市の概要

(1) 地理 (略)

(2) 肥前浜宿の概要

肥前浜宿は鹿島市の長崎街道多良海道沿いに位置している。長崎街道には、塩田通り道筋、塚崎回りの彼岸通り道筋、多良通り道筋 (多良海道) の 3 つのルートがあった。長崎街道が開通したのは 1609 年であったが、多良海道は 1652 年には整備されていたようである。有明海の西岸を通る多良海道 (多良道、長崎脇街道、浜道ともいった) は、塩田宿で分岐し、鹿島、浜宿、矢筈、多良、山茶花、湯江、諫早を経て長崎へ至る道

である。長崎街道多良往還・多良道・諫早街道などとも呼ばれており、永昌宿（長崎県諫早）～塩田宿（佐賀県嬉野市）の間の約 48 Km を指す（諫早市ホームページ）。

肥前浜宿は、JR 肥前浜駅前につながる駅前通り地区、白壁土蔵造りの酒蔵が建ち並ぶ酒蔵通り地区、また、かつて漁師や職人が多く生活した茅葺民家の残る港町の庄金・南舟津地区からなり、江戸時代からほぼ変わらない地割とともに、江戸末期から昭和前期にかけての伝統的な建物が多く残る地区。2005 年の国の重要伝統的建造物群保存地区に選定以降、修理、防災事業を進めるとともに、街なみ環境整備事業地区内においても、建築物の修景、道路美装化等で景観整備が行われている（鹿島市資料）。

2. 地域の概要と肥前浜宿の成り立ち

(1) 地域の歴史

1) 先史。2) 近世（江戸時代以降）秀吉の死後、関ヶ原の戦いで西軍に加担し、敗れた鍋島直茂、勝茂父子は、徳川幕府の下で存亡の危機に立たされが、かろうじて地位と領土を守ることができた。家康に人質として差し出された直茂の次男の忠茂が、8 年間の働きを認められ、病により帰国したことで、1608 年、鹿島鍋島家の創設となった。三代藩主鍋島直朝は治水と干拓事業に力を注いだ。社会が発展していく中で、次第に浜町や北鹿島本町、鹿島中牟田（現在の新町）、能古見辻などにはまとまった町場が形成され、商業が盛んになっていった。肥前浜宿と多良海道の整備もこのころ行われる。多良海道沿いの最も大きな宿場町であったのが浜宿であり、有明海に面した港町でもあったことから、陸路と海路の接点として栄え、「浜千軒」と呼ばれるほどの賑わいを見せていた。浜宿に鹿島藩領における宿駅機能が集結されるようになると、継場、上使屋（お茶屋）、高札場、番所などの施設が整備された（鹿島市歴史的風致維持向上計画 2019）。3) 近代。4) 現代。

3. 対象地域と歴史町並みの危機

1980 年代に新幹線・高速道路が鹿島市内を通らない計画が確定。それに加えて酒販売の自由化がされ酒蔵は危機感を募らせる。当時多くの市民はこの決定事項に危機感と不安を募らせた。市民や事業者は将来のまちを見据え「行政に不平不満を言うばかりでは将来を見通せない」「我々は行政や補助金に頼るばかりではなく、自分たちの力でまちづくりに参画しよう、まちおこしに繋げよう」と立ち上がり、「鹿島ガタリンピック」においては、今まで誰もが見向きもしなかった干潟を「負」の財産から地域の貴重な財産へと活用し、「鹿島酒蔵ツーリズム」においては、酒類販売自由化の波に飲み込まれないため、6 つの蔵が協働で知恵を絞り商品に付加価値をつけ、同時に様々な催しやイベントを開催するなど、「仕掛け」に工夫を凝らすことで、新たな地域振興策・活性化策を図ったことが現在の「鹿島ガタリンピック」「鹿島酒蔵ツーリズム」へと繋がっている（鹿島市役所より筆者ヒアリング）。

1989 年まちづくりの活動が、歴史講座や街並みウォークから始まった。1993 年「クラシックイン浜」が誕生し、酒蔵コンサートが始まった。毎年春と秋に開催する中で酒蔵通りの景観や、酒蔵が評価されるようになったが、当時は、「将来的に観光客を呼べるような町になればいいよね」という願望程度のものであった。1996 年文化庁の担当官が浜宿を視察、1997 年から保存調査事業が始まり 1998 年に完成した。その翌年から活性化マスタープランの検討に着手し、将来像づくりが行われた。建物を保存活用するには、重伝建選定しれないという考え方で一致し、文化庁、県、市との折衝が行われた。推進母体として、2001 年に現在の組織の前身である「肥前浜宿水とまちなみの会」が発足した（肥前浜宿水と街並みの会資料）。

文化庁の調査報告書が完成した当時浜町では浜川の河川改修事業と国道の局部改修事業が行われており、調査対象地域を二分していた。その関係で伝建地区のエリアの確定が進まず、**2002年鹿島市では先行して街なみ環境整備事業に着手することとなった**。「水とまちなみの会」ではこの年にまちなみスケッチ大会、花と酒まつりのイベント事業の強化が行われ、そして、河川改修がまちなみ環境を阻害しないようにと要望して、浜川河川協議会が設置された。2003年、市長とまちなみの会の方向性が一致し、重伝建選定へ向けての準備が進められた。このことにより、行政と太いパイプが繋がりまちなみ案内所継場の完成、地元説明会、浜宿まちづくりの為のまちなみ活性課が新設された（鹿島市より筆者ヒアリング）。

街なみ環境整備事業による公園整備や国の登録文化財への積極的な取り組みもなされ、2006年4月に念願の国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。2007年から修理・修景がスタートした。

肥前浜宿には3地区の街なみ環境整備事業地区と2地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

4. 歴史まちづくりの経緯

「肥前浜宿の町並みをどうしたら残せるか」という問いが生まれたとき、「国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）の選定を受ける」という手法に気づいた。住民だけの取り組みでは限界があり、行政の支援が必要だと考えた。1997年、文化庁補助事業として鹿島市教育委員会による伝統的建造物群保存対策調査の開始にこぎつけた。地元でも有志が集い、「肥前浜宿町並み保存研究会」を発足させ、「肥前浜宿町並み保存フェスタ」「肥前浜宿伝統的建造物群保存シンポジウム」「酒蔵トラスト」等のイベントを開催した。

2000年、鹿島市は前年に完成した調査報告書をもとに、「歴史的なまちなみ活性化マスタープラン検討委員会」を発足させる。その下部組織として、地元住民・有識者・行政が一体となってワークグループを結成し、ついに、具体的なまちづくりの議論がスタート。その後、「肥前浜宿町並み保存研究会」は「浜町振興会まちなみ部会」を経て、マスタープラン検討委員会のワークグループを母体に「肥前浜宿水とまちなみの会」となり、「浜宿独自の歴史と生活文化にあふれた活力のある町の実現」をスローガンとして取り組むことになった。これにより住民・行政・学識者が一体となり、強力な推進力になった（NPO法人肥前浜宿水とまちなみの会より筆者ヒアリング）。

5. 景観事業

景観事業に取り組む当初から、重要伝統的建造物保存地区指定（以降、伝建地区）を目指していたが、河川改修工事との兼ね合いで伝建地区指定が遅れた。そこで鹿島市は国交省の事業である「街なみ環境整備事業」を2002年に先行して実施し、河川改修工事と折り合いが付いた後の2006年に伝建地区指定を受けた（肥前浜宿水とまちなみの会より筆者ヒアリング）。

6. 修景事業

肥前浜宿では、伝建地区3か所内の伝統的建造物においては、文化庁所管補助事業の「伝統的建造物群保存対策事業」が実施され、**伝建地区外の2か所・伝建地区内でも伝統的建造物でない一般家屋においては国交省主観補助事業の「街なみ環境整備事業」を活用した修景事業が実施されている。「街なみ環境整備事業」は住民等による個々の住宅や事業所の修景やまちづくり組織による活動を助成する「街なみ整備助成事業」と、道路や公共施設等の公共空間の整備を行う「街なみ整備事業」の二本柱からなっている。**

7. マッチングプロジェクト組織

肥前浜宿において修景に至るまでのプロセスの中でいくつかの団体が存在する。ここではそれぞれの役割を検証する。

(1) まちづくりデザイン研究会：建築士など専門家で構成されている。活動内容は、以下の通り。住民等から修景の具体的な工事内容の相談を受ける。住民等に無料設計相談において工事内容について助言する。住民等に保存事業や研修会を通じて得た経験を活かして保存活動を啓発する。

(2) まちづくり協議会：住民等で構成されている。活動内容は以下の通り。地区内でおこなわれる伝統的建造物群保存対策事業（公共工事含む）の内容について市と事前協議を行う。伝建保存会（現在は NPO 法人肥前浜宿水とまちなみの会が担う）から市の意向調査をもとに申し込み希望者の紹介を受けて、その内容を市と事前協議する。

8. イベントプロジェクト組織

「NPO 法人肥前浜宿水とまちなみの会」は 1989 年に設立された「二十世紀はまもん会」を前身とする。1993 年に酒造りをやめた大きな酒蔵を使って「酒蔵コンサート」を開催。1997 年に町並み保存団体「肥前浜宿まちなみ保存研究会」となる。2000 年「肥前浜宿まちなみ保存研究会」から「浜町振興会まちなみ部会」へ組織移行。2001 年「浜町振興会まちなみ部会」から「肥前浜宿水とまちなみの会」へ組織移行。2002 年には第 1 回肥前浜宿花と酒まつり、第 1 回肥前浜宿スケッチ大会を開催。2005 年「肥前浜宿水とまちなみの会」が NPO 法人化し、翌年に肥前浜宿が重要伝統的建造物群保存地区に選定。2011 年に富久千代酒造の「鍋島大吟醸」が IWC チャンピオン SAKE 受賞を契機に、2012 年第 1 回酒蔵ツーリズムを開催。現在までに様々なイベントを開催している（NPO 法人肥前浜宿水とまちなみの会 15 周年資料）。代表的なイベントは、(1) ふな市（1 月）、(2) 酒蔵コンサート（随時）、(3) 肥前浜宿花と酒まつり（3 月）、(4) 鹿島酒蔵ツーリズム（3 月）、(5) 肥前浜宿スケッチ大会（5 月）、(6) 環アジア国際セミナー（夏休み期間）。

第 VII 章. 外的要因による危機意識共有モデル

以上、修景まちづくりの典型的な例をみてきたが、ここからは、各事例に必ず共通する普遍的な問題を考察し、これまであまりまとめられなかった、修景まちづくりの特性を明かにする。

ところで、修景まちづくりにおいては、なぜこの様な危機意識の高まり事象が重要となるのであろうか。そもそも、歴史まちづくりの手法は、保存（伝建）、修景、創出の 3 つのタイプがあるが、保存型まちづくりの場合は完全な歴史的建造物の対象が既にある。それを維持しようとするのは自明であるので、外的なショックがなくても良い。それに対し、修景まちづくりの場合は、まちに立派な歴史伝統・イメージはあるが、一部の歴史的なものが残っているだけであったり、全体的な歴史的伝統のみが残っていることが多い。であるから、修景まちづくりが始まるためには、強い外的ショックによるまち並み整備の意欲が高まらないといけないと考えられる。

1. 外的要因の定義

2. 外的要因による危機意識の種類

(1) 都市整備危機

都市整備危機は、歴史的町並みの地域が集合住宅建設などにより町並みの調和が崩壊する事、駅前再開発等により歴史的町が分断されてしまう事、都市計画道路における立ち退きによって伝統的な街並みが失われる事、河川改修等の災害対策処置により町並みが崩壊する事などがあげられる。

1) 都市整備危機その 1

宿場の立地が枚方市駅に近いということで、枚方中心地開発が進み歴史的な建物がどんどん失われていった。1990 年に市街地再開発事業で、行政主導の駅前再開発事業を行った。その事業も街並みが消えてった原因の一つでもある。1999 年に市が現況調査した結果、宿場町の町屋等の残された伝統的建造物は 39 軒にまで減少しており、ほぼ壊滅的に歴史的な建造物が失われた。市が主体となった駅前再開発により旧宿場町が東西に分断される。新しい商業施設に客が集中し旧宿場町で旧来から商売 (事業) をしている人々は危機感を募らせた。当時の枚方市長 (中貝宏) の思いもあり、市としてこの街並みをどう残していくか、この歴史をどうしていくのかというところ考えたというところ、枚方市だけではなく、住民も巻き込んでまちづくりを取り組む必要があるとした。2000 年に枚方宿地区まちづくり協議会を設立した。これと併せて、地域でまちづくり協定の締結もされた。

2) 都市整備危機その 2 (川越市都市景観課資料) (略)

(2) 交通危機

交通危機は、高速道路や新幹線などの交通インフラの公共整備において、整備される地域よりも不利な立地に陥る地域になる事、鉄道駅の廃止により人々の移動ルートが変化し経済が悪化する事によって景観がおろそかになる事、モータリゼーションの発達など社会構造の変化の影響でその恩恵に取り残される事などがあげられる。

1) 交通危機その 1

1912 年に国鉄の大社駅が開業され、1913 年に荒れ地に新たな参道を整備。1930 年には一畑電鉄の駅が開業。昭和初期の頃は多くの参拝客で賑わっていたが、1960 年頃から車社会が到来して参拝客の多くはマイカーを利用するようになり、1972 年に出雲大社外苑に大きな駐車場が整備された。JR 大社線 1990 年が廃止され、これに伴って自動車利用の増加に拍車がかかった。出雲大社参拝の導線が参道である神門通りではなく、外苑の駐車場に停めて、そこから直接出雲大社へ行くということになり、神門通りは観光客が激減した。

そこで島根県と出雲市・地域が一体となり、2008 年から「出雲大社平成の大遷宮」があり、2013 年に本殿遷座祭が行われるということで、神門通りを出雲大社の門前にふさわしい風格と、賑わいのある通りへ再生させる事業に取り組むことになる。

2) 交通危機その 2

日本一の干満差を誇る有明海の干潟を舞台に、毎年 5 月に開催される運動会「鹿島ガタリンピック」。その原点は「地域が元気を失っていくことへの住民たちの強い危機意識」だったという。第 1 回が開催されたのは 1985 年。前年の佐賀県の総合計画で鹿島市に高速道路も新幹線 (鹿児島ルート) も通らないことが決まり、それでも「どうにかして人を呼び込まねば」という機運のなか、後に鹿島市長となる桑原允彦氏 (当時は青年会議所理事長) が市内の若者たちに呼びかけて企画したのがはじまり。さらに、危機意識に拍車をかけたのは肥前浜宿駅の無人化である。無人駅なったときに、ヤマト運輸がしばらく集配所として駅舎を使っていたが、ヤマト運輸がそこを撤退した後から 3 年間は、完全無人になった。駅舎は無人になると不良のたまり場になったりして荒れた。これではいけないということで、駅舎の中に NPO 団体事務所や、何らかの合同事務所を作りたいと行政に要望をしていた。そんな中、国の補助制度で「ふるさと雇用」が平成 2010 年ころ創

設された。そこで6名の観光専門委員を雇って、観光戦略室を市が設置。そこから駅舎に人を配置するようになる。トイレの改修もこの頃に県補助で実施された。

| ショックモデル | 枚方 | 出雲 | 鹿島 | 富田林 | 川越 |
|---------|----|----|----|-----|----|
| 交通危機 | | ◎ | ◎ | | |
| 都市整備危機 | ◎ | | | ◎ | ◎ |

【図7-1】地域別危機モデル分類図 (筆者作成)

第八章. 修景戦略におけるハードモデル

すでに述べたように、保全型まちづくり、景観まちづくりなどは沢山の研究がある。ここでは、本研究で焦点をあてる修景まちづくりの成功例では共通してみられる、ハード整備にかわる制度、プロセス、手法を検証し、まとめてモデルとする。

1. 修景戦略におけるハードモデルの定義

2. 街なみ環境整備事業

国土交通省所管事業である「街なみ環境整備事業」は、歴史街並みの特性を活かしたまちづくりを支援するのに適している。その内容は、住民等（民間）による個々の住宅や事業所の修理・修景やまちづくり組織による活動を助成する「街なみ環境整備事業」と、道路や公共施設等の公共空間の整備を行う「街なみ整備事業」の二本柱となっている。

街なみ環境整備事業は「社会資本整備総合交付金」の基幹事業である。「社会資本整備総合交付金」は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として2010年度に創設された。

(1) 街なみ環境整備事業概要

1) 街なみ環境整備促進区域

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域。①接道不良住宅率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上。(接道不良住宅とは、復員4m以上の道路に接していない住宅をいう)。②区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域。③景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域。

2) 街なみ環境整備事業地区

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「まちづくり協定」が締結されている地区。

(2) 街なみ環境整備事業の主な整備メニュー

1) 街なみ整備事業 (補助率、事業費の1/2) 小公園・緑地の整備、集会所等 (生活環境施設) の整備、電線地中化・道路美装化、案内板の設置、住宅・建築物の修景、門、塀、柵等の整備

2) 協議会活動助成事業 (補助率、事業費の1/2) 協議会活動における勉強会、見学会、資料収集等が補助対

象となる。

3) 整備方針策定事業 (補助率、事業費の 1/2) 街をどのように整備するかの基本方針を定める必要があり、街なみ環境整備促進区域、地区施設・住宅等の整備に関する基本方針、区域の整備予定時期等がある。そのための現況調査、物件調査、説明会の開催など整備方針の策定活動が補助対象となる。

4) 国以外の助成や融資 都道府県 市町村 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫

(3) 事業主体と施行者

街なみ環境整備事業の事業主体は地方公共団体で施行者は「まちづくり協定」を締結するものとされている。事業主体である地方公共団体は街なみ環境整備方針を定めて国土交通大臣の承認を受けなければならない。市町村がその申請を行う場合は、都道府県の知事を経由しなければならない。

(4) 街なみ環境整備事業要綱

3. まちづくり協定

街なみ環境整備促進区域内の一団の土地所有者等は、当該区域内の住環境の整備改善を図るため、まちづくり協定を定め、事業主体の承認を受けることが出来る。まちづくり協定は、地区内土地所有者等の概ね 2/3 以上の合意により締結される。まちづくり協定においては、地方公共団体が定める条例等により住宅等の整備もしくは維持管理に関する事項、地区施設等の維持管理等に関する事項が定められている場合は、街づくり協定が締結されているものとみなし、協定の締結、承認は省略することができる。

中井検裕 (1998) は、まちづくり協定を「一定の地区内において、公共施設整備、土地利用規制など広く良好な空間・生活環境を確保する目的で、住民間、あるいは住民と公共団体の間で、合意に基づき自主的に締結される協定」と定義するとしている。まちづくり協定は法律に基づかない。自主的なまちづくりを進めるため、まちづくり推進団体と市町村が締結する任意の協定であり、自治体が定める条例等により協定の効力が発生する。まちづくり協定の法的な位置づけについて中井検裕 (1998) は、4つに分類しているが、筆者は現在の法令整備を鑑みて一般的に以下の3つに分類することができると思う。

①法的な裏付けが全くない場合

②国の要綱や自治体の条例で規定されている場合 まちづくり協定が行政文書である要綱に規定されている場合や、自治体の条例に規定されている場合 (条例に付随する施行規則なども含まれる) のものを指す。近年策定件数が増加しているまちづくり条例の中で、まちづくり協定について規定を設けている場合も少なくない。これら国の要綱や条例に定められたまちづくり協定は、法律に規定されているものではないという点では明らかに法的位置づけは弱いと考えざるを得ないが、国がまちづくり協定を認知し支援するという点や、そもそも自治体の条例は法的にも法律に準ずる存在であることを考えると、相当程度の法的裏付けを有していると考えられる。これらから、①の任意協定よりは、明確な法的位置づけが与えられているといえる。

③法律で規定されている場合 法律において明確に規定されているまちづくり協定である。言うまでもなく、法的位置づけは最も強いといえる。法に明確に規定されたまちづくり協定は2種類ある。1つは建築基準法に規定される建築協定である。2つ目は、都市緑地保全法に規定される緑化協定である。それぞれの法的位置づけは論を俟たない。

本論文で取り上げるまちづくり協定は分類②のまちづくり協定といえる。

| | 法律 | 要綱 | 条例 | 行政関与 | 効力 |
|-------------------------|----|----|----|------|------|
| まちづくり協定 | × | × | × | 薄 | 弱 |
| 街なみ環境整備事業による まちづくり協定 | × | ○ | ○ | 濃 | 強 |
| 緑化協定・建築協定による まちづくり協定 | ○ | — | — | 濃 | より強い |

【図 8-1】まちづくり協定の分類 (筆者作成)

4. ハードモデルにおける組織

(1) 景観審議会

景観審議会は、重要事項の調査審議に関する事務を行うために設置されており、首長の諮問に応じて調査審議する。審議会設置自治体毎に構成者や審議内容に差異がある。

(2) まちづくり協議会

1) まちづくり協議会とは より多くの意見を集めて協議するために住民などで構成された「地域まちづくり協議会」を設置するケースが多い。この協議会は、地域課題を地域自らが解決するための組織であり、地域住民が通常徒歩で行き来できる生活圏である各小学校区を概ねの単位として設立される (中には単一自治会や、宿場町・通りなどピンスポットでの設立もある) (まちづくりキーワード辞典第三版 2009)。

2) まちづくり協議会の役割 (略)

3) まちづくり条例での認定 自治体によっては、まちづくり条例の中で、まちづくり協議会を認定している。自治体はまちづくり条例で認定されたまちづくり協議会に対して、専門家の派遣等による技術援助、まちづくり活動に係わる費用の一部に対する助成などの支援を行う (まちづくりキーワード辞典第三版 2009)。

(3) まちづくり協定運用組織

街なみ環境整備事業を活用した修景には「まちづくり協定」を市と締結する必要がある。「まちづくり協定」は前段の「まちづくり協議会」にて策定されることがほとんどであるが、「まちづくり協定」を締結したのちにそれを運用する組織が必要になる。この組織の在り方については多様化しており、「まちづくり協議会」に部会・委員会等として組み込まれるケースや独立して組織化されるケースもある。

(4) その他、NPO など住民組織

| | 枚方市 | 出雲市 | 鹿島市 |
|--------------|--------------------------------|--------------------|-------------------|
| 行政委員会 | 枚方市景観審議会 | 出雲市景観審議会 | 鹿島市景観審議会 |
| まちづくり協定の為の組織 | まちづくり協定運営委員会 | 神門通り地区まちづくり協定運営委員会 | 肥前浜宿まちづくり協議会 |
| マッチングの為の組織 | 枚方宿地区まちづくり協議会 (まちづくり協定運用部会) | 神門通り地区まちづくり協定運営委員会 | NPO法人肥前浜宿水とまちなみの会 |

【図 8-2】ハードモデル組織 (筆者作成)

5. ハードモデルのガイドライン

(1) ガイドラインの活用者

ガイドラインの策定には建築・まちづくりの専門家は勿論のこと、学識経験者、行政、地域住民、地権者等、多様な主体が連携して進めていくことが重要である。主な活用者としては、自治体・住民・ハードモデルにおける関係組織・第三者委員会などを対象としている。

(2) ガイドラインのねらい

新旧の建築物が混在する多くの古い町並みにおけるほとんどの新築家屋は、元々の町並みであった外壁の位置や、軒の通り、軒の高さ、窓の形状、格子や外壁、屋根等の意匠の共通性を失って、様式、色彩、材料等の統一性をなくし、地域特性を崩壊させてしまっている。これは古い町並みを有する歴史的都市の抱える共通問題である。そこで地域でこれから歴史まちづくりを進めようとする関係者それぞれの活動のポイントをガイドラインに集約する。特に活動の初動期について支援を行う際に、道標としていただくことを想定する。

(3) 街なみ環境整備事業におけるガイドライン 1) 現状変更申請と修景許可基準

(4) 補助金申請の手続きについて

1) 基本的な事項：修理・修景に対する補助金は、以下のような手続きを踏まえて市から施主に対して助成される。①相談(住民(施主)→まちづくりデザイン研究会)②助言(まちづくりデザイン研究会→住民(施主))③希望者リスト(伝建保存会→まちづくり協議会)④事前相談・申請(住民(施主)→市)⑤協議(市立まちづくり協議会)⑥許可(市→住民(施主))⑦補助(市→住民(施主))⑧諮問(市→歴史的景観審議会)⑨答申(歴史的景観審議会→市)

(5) 町並み保存に関する住民・組織関係：①住民(施主)→NPOなどのマッチング組織に修理・補助金希望の相談。②マッチング組織→自治体へ補助対象物件候補の選定依頼。③自治体→まちづくり協議会へ補助対象物件の決定報告。④まちづくり協議会→自治体と協議。⑤住民→自治体と事前協議。⑥自治体→景観審議会に諮問。⑦景観審議会→自治体へ答申。⑧自治体→住民へ補助。

第Ⅸ章. 修景戦略におけるソフトモデル

本研究で焦点をあてる修景まちづくりの成功例では非常にイベント等の集客を重視しておこなうことが共通してみられる。そこで、修景戦略におけるソフトな施策をまとめてモデルとする。

1. まちづくりにおけるプロモーション

2. ソフトモデルの必要性

(1) ソフトモデルはなぜ必要か？

以下では、小長谷ほか(2012、2016)をもとに記述する。小長谷(2012、2016)は、観光要素モデルとしてこれまでは有名な観光資源と補助商品(交通、宿泊、飲食)という分類論・観光開発論があったが、あらゆるものが観光資源となるニューツーリズムの時代には、観光列車、高級旅館、フードツーリズムという形で、すべての補助商品も観光資源となりうるため、新しい観光要素論が必要になつとし、流行にとらわれない要素は五感に基礎をおく分類論として「見る」「食べる」「買う」をあげる。同じように北川(2001)はその観光要素論において「見る」「食べる」「買う」「イベント」「休息」の5要素をあげている。観光要素モデルとしては、素材としては「①見る」「②食べる」「③買う」の3大要素が重要であり、これに「④回遊性(時間+空間)」の整備が付加するものととらえることができる。以上から、景観まちづくりは、ただ美しい景観を作るだけではだめで、それを知ってもらうためのイベントを強力にやらなければならない。

(2) ハードだけでは人はこない

前節では、地域活性化を志向したまちづくりには、前章で述べたハードに関する施策だけでは無く、地域

の魅力が地域内外に対して効果的に周知させるためのプロモーション活動が必要であることを述べた。このことは、保存型や修景型といった、ハード側面によって切り分けられた各種まちづくりに対して、同様に必要となる事柄である。また、本論文において主として取り上げている歴史まちづくりに関してもその範疇である。故に、歴史まちづくり事業の発展においても、前章で述べたハードに関する事業だけでは無く、地域の特性を利用した固有性の高いイベントの開催によって町を盛り上げる必要がある。そこで本章では、修景が行われた地域で開催されるイベントについて注目する。

3. ソフトモデルにおける組織

| | 枚方市 | 出雲市 | 鹿島市 |
|-------------|----------------------------|-----------------------------|---|
| まちづくり団体 | 枚方宿地区まちづくり協議会 (各部会) | 神門通りおもてなし協同組合 (神門通り甦りの会) | NPO法人肥前浜宿水とまちなみの会 |
| イベント毎の実行委員会 | ・くらわんか五六市実行委員会 ・街道菊花祭部会 | 神門通りおもてなし協同組合 (神門通り甦りの会) | ・NPO法人肥前浜宿水とまちなみの会 ・鹿島市ニューツーリズム推進協議会 |

【図9-1】ソフト事業組織図 (筆者作成)

(1) 枚方宿におけるソフト組織

1) 枚方宿まちづくり協議会：協議会は枚方の中心市街地であり、伝統ある歴史や文化、自然を豊かに併せ持つ枚方宿地区の住みやすさや活力、そしてまちの個性や魅力といったことについて、みんなが共通の目標やビジョンをもってとりくみ、歴史ある地区としてのまちづくりの達成を目的とする。枚方宿まちづくり協議会の特徴は、ハード機能とソフト機能を併せ持つ地域住民主体の組織である。協議会内に部会を設置。①まちづくり協定運用部会 (ハード) ②町家情報バンク部会 (ハード) ③街道菊花祭部会 (ソフト) ④五六市部会 (ソフト)、の4部会で事業を行う。

(2) 出雲市神門通りにおけるソフト組織

1) 神門通りおもてなし協同組合 (神門通り甦りの会)：出雲大社の門前町である神門通りを愛する店舗・個人会員、あるいは広くファンからなる団体。神門通りの甦りこそ町興しと確信し、合い言葉は「南へ南へ」、信条は、「まずは行動、行動しながら考える」をモットーに活動している。現在64店舗が加盟して、バラエティ豊かな商店街を形成している。神門通りを回遊してもらえるなど、様々なイベントを毎年展開。2008年お迎え側の情報共有を目的とした「よみがえり瓦版」の発行。2009年「軽四朝市」スタート (毎月第4日曜日開催)。2010年「だいこくさま石像事業」「だいこくさまめぐり事業」開始。2012年「日除けのれん事業」開始。2013年には「神門通りおもてなし協同組合」を創立し法人格を取得した (神門通りおもてなし協同組合ホームページ)。

(3) 肥前浜宿におけるソフト組織

1) NPO法人肥前浜宿水とまちなみの会：地域住民と肥前浜宿の土地建物所有者に対して、歴史的な景観の保全と伝統的建造物群の修復保存、浜川の自然・生態系の維持に関する事業を行い、この地域の歴史的、文化的な価値を認識し、高揚・活用することにより、将来のまちづくりに寄与することを目的とする。住民が主体となって構成される。

4. ソフトモデルにおけるイベント

事例から代表的なイベントを紹介する。

(1) 事例 1 (枚方宿) におけるイベント

1) **くらわんか五六市** : 枚方宿に商店を誘致するため、商店主に宿場での商売を体験をしてもらい商売のきっかけにしてもらおうと毎月第 2 日曜日に枚方宿の歴史街道で 2007 年から開催している手づくり・こだわりの市。

2) **枚方宿街道菊花祭** : 「街道菊花祭部会」は、枚方宿を広く発信し街の賑わいづくりにつなげていこうと 2002 年から毎年 10 月末～11 月中旬の 3 週間にわたり枚方市の「市の花」である菊を街道沿いに並べる「枚方宿街道菊花祭」を開催している。市内の小・中学校で大切に育てられた大菊三本仕立て約 200 鉢を借り受け、街道の軒下に展示。子供達も枚方宿を訪れることで身近に歴史を感じられ、地域の方とコミュニケーションをとるきっかけになることで、まちづくりへの理解と支援の輪が広がりをねらう。

3) 「**くらわんか五六市**」: 枚方は東海道 56 番目の宿場町で、淀川の港町・商人の町として賑わった。三十石船という船に乗って枚方宿にやってくる客に「餅くらわんか、酒くらわんか」と酒肴を茶碗で売る「くらわんか船」が名物だった。「56 番目」と「くらわんか船」をかけて「くらわんか五六市」をイベント名にした。五六市を初めて開催したのは 2007 年の 3 月。当初出店数は 40 店舗ほどの小さな市 (いち) だったが、ガーデニングで地域住民との交流、ジャズ、街道菊花祭などのイベントを開催するなど行政とまちが協力し徐々に大きな市 (いち) になっていった。毎月第 2 日曜日に、こだわりの手作り市を開催。最盛期は毎月約 8000 人の来訪者があり、人気のイベントとなった (枚方宿地区まちづくり協議会理事より筆者ヒアリング)。

(2) 事例 2 (神門通り)

1) **神門通り軽四朝市** : 2009 年 7 月から、毎月第 4 日曜日、朝 8 時 30 分～11 時 30 分に出雲商工会前で開催されている。地元の採れたて野菜をはじめ、パンやケーキなどなど、季節や時期に応じて様々な商品が販売される。出店料は、車 1 台 2000 円、フリーマーケット (販売スペース 2 メートル四方) 400 円となっている。

2) **神門通りだいこくさまめぐり** : だいこくさまを、神門通りの各店に展示し、同時にデジフォトラリー、協賛割引などでお楽しみいただくという企画。また、主催の神門通り甞りの会が「だいこく舞」の練り歩きも披露致する。

(3) 事例 3 (肥前浜宿)

1) **酒蔵コンサート** : 1993 年に「クラシック・イン・はま」というグループを結成。600 名を収容できる酒蔵で第 1 回目は長唄三味線の酒蔵コンサートを開催。以降毎年、様々なテーマのコンサートを開催。この酒蔵コンサートこそが「伝統的建造物を活用したまちづくり」の契機となる。

2) **ふな市** : 二十日正月に供える料理用のフナを取り扱う市。この地域で 300 年以上続く伝統行事で、フナを中心とした市は全国的にも大変珍しい。まだ暗い早朝から酒蔵通りにフナの業者が集まり、生きたフナを販売。フナを購入した人は、フナを昆布で巻いて煮込んだ「ふなんこぐい」という料理を作り、二十日正月に恵比寿様や大黒様にお供えする。現在は自宅で「ふなんこぐい」を作る家庭が減っていることから、「ふなんこぐい」の試食と販売も行われる。明け方になってからはステージイベントやお楽しみ抽選会などの催しで盛り上がる。

3) **鹿島酒蔵ツーリズム** : 2009 年、富久千代酒造の「鍋島・大吟醸」が IWC のチャンピオン SAKE を受賞し世界一の酒に輝いた。受賞を契機に酒蔵ツーリズムを開催。六蔵合同の蔵開きを開催し人気を呼び、10 万人近くの来訪者で賑わう。今では全国で開催されている「酒蔵ツーリズム」であるが、鹿島が発祥。「酒蔵ツーリズム」も登録商標を取得している。

4) **鹿島ガタリンピック** : 日本一干満の差が大きい (6 M) 広大な有明海の干潟を利用した、干潟の上で行

う運動会がガタリンピック・ゲーム。1984 年、佐賀県の総合計画が発表され、鹿島には新幹線も高速道も通らない事が明らかになった。時の青年会議所理事長桑原允彦 (後の鹿島市長) は、市内の若者達に呼びかけ、むらおこしグループ『フォーラム鹿島』を結成した。そして 1985 年 5 月 3 日、第一回鹿島ガタリンピックが開催された。

このイベントが鹿島市におけるソフト戦略の源流となる。

| | | 枚方市 | 出雲市 | 鹿島市 |
|--------|-----|--|---|--|
| イベント分類 | 内向型 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「よみがえり瓦版」の発行 ・おもてなし講習会開始(各店接客担当者を対象) ・縁結びコンパ ・フォーチュン婚活 | <ul style="list-style-type: none"> ・浜っ子体験学校 ・ボランティアガイド育成講座 ・肥前浜宿スケッチ大会 |
| | 外交型 | <ul style="list-style-type: none"> ・枚方宿くらわんか五六市 ・街道菊花祭 ・菊フェスティバル ・俳句大会 | <ul style="list-style-type: none"> ・だいくさま石像事業 ・だいくさまめぐり事業 ・パナー事業 ・案内人事業 ・まち歩き取り組み ・縁結び人生ゲーム ・きものでおもてなし事業 ・お花でおもてなし事業 ・神門通り坂の下スタジオ(FMいづも-毎週土曜日放送) ・神門通りピアガーデン ・軽四朝市 | <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島ガタリンピック ・酒蔵コンサート ・肥前浜宿町並み保存フェスタ ・肥前浜宿伝統的建造物保存シンポジウム ・酒蔵トラスト ・梯剛之ビアノリサイタル ・肥前浜宿花と酒まつり ・知事と語ろう佐賀県遺産 ・景観ルックイン ・全国茅葺ネットワークシンポジウム ・鹿島酒蔵ツーリズム ・VR&ECサイトでのバーチャル酒蔵通り ・棚じぶ漁体験 ・海苔手すき体験 ・干潟体験コース ・オレンジロードのんびりウォーク ・木工教室 ・観光ガイドと肥前浜宿酒蔵通り散策 ・伝説の銅板マスターが教える銅板教室 ・鹿島綿保存会の方と作る鹿島綿小物 |

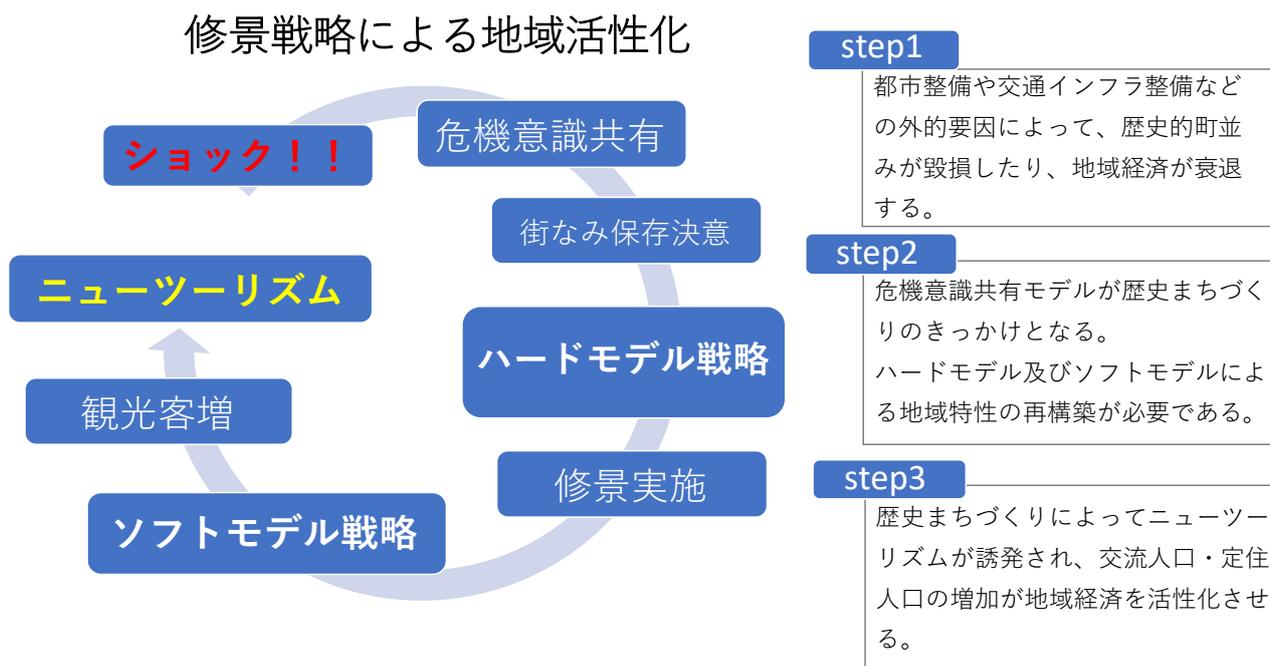
【図 9-1】 イベントの分類 (筆者作成)

第Ⅹ章. 総括—歴史まちづくりによるニューツーリズム誘発の可能性 (略)

1. モダニズムと歴史的まちなみの変遷
2. 歴史的景観特性を活用したまちづくり
3. 歴史まちづくりにおけるハードモデルとソフトモデルの役割
4. 歴史まちづくりの分類
5. 歴史まちづくりと地域経済活性化
6. 歴史まちづくりの事例研究
7. 外的要因による危機意識共有モデルと歴史まちづくり
8. 歴史まちづくりによるニューツーリズムの誘発と経済活性化

先述の通り、観光資源となり得る地域特性を再構築すると言う意味で、危機意識共有モデルが適応可能な地域では、地域経済活性化に対してハードモデルとソフトモデルの両方が必要であると言える。

そして、「枚方市」「出雲市神門通り周辺地域」「鹿島市」の3地域が種々のイベントを通じて交流人口を獲得し、地域経済の活性化に成功していることから、危機意識共有モデルを駆動力とした歴史まちづくりは、ハードモデルとソフトモデルの両方が寄与することで成立し、ニューツーリズムを誘発することで地域経済活性化を促進するものであると結論づけることができる。



【図10-2】修景戦略による地域活性化

おわりに. 西宮市の分析と展望

1. 問題意識

先進国では全国的に旧産業地域やベイエリアの衰退と構造転換が課題となっている。旧阪神工業地帯が形成する大阪湾ベイエリアは、日本において工業化の先進地域として発展してきたが、1970年代から他のベイエリアに先行して衰退してきた。衰退ベイエリア再生問題に欧米諸国はその再生に向けた政策が実施されたが、日本では1990年に大阪湾ベイエリアにおいて初めて再生への取り組みがスタートした。阪神間(尼崎から神戸)においては「二号線問題」といわれ、二号線以南にそのような地域がある。そもそも本来は非常に古い歴史と資源のある地域(尼崎城、灘五郷、神戸の港、阪神間モダニズム文化など)であり、そのような歴史文化を活用した観光を行うことにより、地域活性化をする可能性が十分にある。

2. 西宮の優位性

(1) 尼崎市など周辺のベイエリア地区では、大規模な工業化がおこなわれたが西宮では良好な住宅地環境がたもたれた。その背景として、1963年に採択された「文教住宅都市宣言」がある。高度経済成長の中で西宮沖石油コンビナート誘致計画が持ち上がった。このときに誘致派と反対派の間で激しい議論が交わされたが、結果として1964年に誘致は中止となった。「文教住宅都市宣言」はいわば、工業化よりも環境を重視した宣言であったといえる。今日では環境都市宣言を採択する地方自治体も多いが、西宮市の宣言はそれらに先駆けたものであった。その結果として、今日「近畿で住みたいまちランキング」上位に評価されている。

(2) 酒蔵地帯としての歴史・経緯において、他都市、たとえば摂津富田、伊丹なども観光の取り組みが始まっているが、そもそも水運の有利さから最終的に酒蔵社が灘五郷に集中した歴史的経緯があり、他都市をしのぐ資源と、美しい水資源がある事に加えて公共交通が充実している為に、修景戦略によって更なる地域

魅力向上の可能性を秘めている。

3. 西宮市景観計画

2004 年 6 月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、西宮市は 2008 年 4 月の中核市移行に伴い、景観法に基づく景観行政団体になった。これを受けて、景観法に基づく制度を取り入れ、より豊かな西宮の景観形成に取り組むため、景観法第 8 条第 1 項に基づく景観計画を定めている。**西宮市が目指す都市景観像 (西宮市景観計画 2020 年 3 月より)**『自然や歴史を活かした都市景観』『文教住宅都市としての魅力ある都市景観』『賑わいの中にも秩序のある都市景観』**酒造業をはじめとする産業地や流通業務地区では、機能性ととも周辺のマちなみと調和した、ゆとりと親しみの感じられる都市景観の形成を目指します。**

4. 課題

全国的な日本酒の名産地として知られている西宮郷と今津郷があり、住宅都市として発展を今なお遂げている、兵庫県西宮市には西宮市独自の地域資源と言える酒造りと、その酒造りの基盤となる水資源 (宮水) が存在する。しかしながら、宮水はあくまでも酒造りの資源であって、地域資源と位置付けるまでには至っていない。

5. 今後の展望

西宮市の隣町である尼崎市は、尼崎城復興 (景観創出型) を起爆剤に歴史まちづくりに取り組んでいる。近年人口が減少し町の産業も荒廃しつつあった。こういった背景から官民ともに危機意識を持ち、2016 年度から 2019 年度までの 5 カ年で、旧城内中学校の校舎を耐震改修し、文化財収蔵庫と地域研究史料館の機能をあわせ持つ歴史館として整備した。また、尼崎城址公園を城内地区の玄関口にふさわしい景観や憩いの空間として整備した (尼崎市ホームページ観光振興課)。その結果、事業開始当初は人口 44 万人後半であったが、現在 45 万人台にまで回復した。このように、阪神間の国道 2 号線以南地域でも歴史まちづくりの成果は確認されている。

そこで、西宮市では、街なみ環境整備事業を活用した「修景型歴史まちづくり」において失われた景観や宮水井戸を修景 (リメイク) し、併せてこのエリアにおいて回遊空間創出するハードモデル戦略を実施し、さらにソフトモデル戦略として町興しイベントを開催する。官民産がそれぞれの役割を果たし修景戦略に取り組むことによって地域活性化は十分に見込めるのではないかと考える。

【参考文献】

浅見泰司 (2001) 『住環境—評価方法と理論』東京大学出版会。足立基浩 (2009) 『まちづくりの個性と価値—センチメンタル価値とオプション価値』日本経済評論社。井上亮 (2017) 『地方都市における街路空間の景観特性と景観整備に関する研究』島根大学。出雲市建築住宅課景観係資料『神門通り地区活性化へ向けた取り組み』。一般社団法人イベント産業振興協会 (2005) 『POP 広告市場/イベント市場の動向と今後』。鳩心治 (2004) 『街なみ環境整備事業における協働のまちづくりに関する研究』日本建築学会技術報告集。近江隆・北原啓司 (1992) 『Small-Urban-Spaces 内外の行為からみた SUS 領域の形成』日本建築学会計画系論文報告集 433 巻 p.119-127。大場修 (1989) 『近世枚方宿における屋敷地の形態と町家の形成過程について』日本建築学会計画系論文報告集。大庭哲治 (2006) 「地域社会との相互関係を考慮した歴史的環境財の保全に関する計量的研究」(京都大学大学院博士論文)。『鹿島市五十年のあゆみ市制 50 周年記念誌』(2004・鹿島市)。『鹿島市史』上中下 (1974・鹿島市)。加藤怜 (2016) 『駅でブランド体験ができる広告の提案』日本デザイン学会。

鹿島市歴史的風致維持向上計画 (2019)。北川宗忠編 (2001) 『観光事業論』ミネルヴァ書房。久保秀幸 (2009b) 「歴史的都市のまちづくりの効果について—ヘドニック・アプローチを用いた大阪府富田林市の事例—」『日本都市学会年報』第 4 2 卷。熊野稔 (2000) 『ポケットパークの活用と管理における自治体の動向と評価』日本造園学会研究発表論文集 1 9。熊野稔 (2001) 『ポケットパークの設立目的と空間特性』ランドスケープ研究 6 5 巻 5 号。国土交通省住宅局『街なみ環境整備事業パンフレット～美しい景観、良好な住環境の形成のために～』。国土交通省都市局公園緑地景観課 (2019) 『景観計画策定の手引き』。小長谷一之 (2004) 「空間計量経済学」他の項 (地理情報システム学会編『地理情報科学事典』) 浅倉書店。小長谷一之 (2005a) 『都市経済再生のまちづくり』古今書院。小長谷一之 (2005b) 「都市再生のオールタナティブス」(矢作弘他編『シリーズ都市再生 1』) 日本経済評論社。小長谷一之 (2008) 「21 世紀の都市問題とまちづくり」(近畿都市学会編『21 世紀の都市像』) 古今書院。小長谷一之 (2012) 『地域活性化戦略』晃洋書房。小長谷一之 (2022) 「町並み保存と主体と地域コミュニティー経済・経営の観点から」『都市住宅学』1 1 6 号特集「現代都市における歴史的建造物と居住空間」。小長谷一之・久保秀幸 (2009a) 「特集住むことと知ること—不動産・住宅情報の多角的考察；地域政策・景観まちづくりにおける不動産データの例と整備・利活用の課題」(共)『都市住宅学』6 6 号。小長谷一之・久保秀幸 (2009b) 「地域計画・政策における不動産データの整備・利活用の課題」科学研究費プロジェクト『時空間可変性に対応した次世代型不動産情報の標準化 (浅見泰司代表)』報告書。小長谷一之・久保秀幸 (2009c) 「個性を活かすまちづくりと創造都市」『まちづくりと創造都市 2—地域再生編』晃洋書房。小長谷一之ほか (2016) 『地域創造のための観光マネジメント講座』学芸出版社。小林重敬 (1999) 『地方分権時代のまちづくり条例』学芸出版社。齋藤潮 (2004) 『環境と都市デザイン』学芸出版社。ジェイン・ジェイコブス、山形浩生訳 (日本語訳最新 2010) 『アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会。(原) "The death and life of great American cities", Vintage Books, 1961. ジェイン・ジェイコブス、中村達也訳 (日本語最新 2012) 『発展する地域 衰退する地域：地域が自立するための経済学』筑摩書房 (原著) "Cities and the wealth of nations: principles of economic life", Random House, 1984. 塩田定俊 (2008) 『歴史的街並みの変遷』日本都市政策学会関西支部研究発表会講演概要集。篠原修 (1998 年) 『景観用語辞典』彰国社。小学館デジタル大辞泉。島根県大百科事典編集委員会 (1982) 『島根県大百科事典上巻』山陰中央新報社。高見昌樹 (2015) 『門前にふさわしい風格とにぎわいのある通りへの再生』都市住宅学。辰井菜緒 (2020) 「景観規制関連法とまちづくりの相互作用—大阪らしい景観と 4 つの地域—」『都市経営研究 e』(都市経営研究科電子ジャーナル) 第 1 5 巻 1 号。土永恒彌 (2004) 『淀川の成り立ちと変遷』生活衛生。中井検裕 (1998) 『まちづくり協定: その理論と実際』総合都市研究 6 5 巻。中山昂彦 (2017) 『道路空間デザインが歩車間コミュニケーションに及ぼす影響に関する研究』交通工学論文集。中田大貴 (2018) 『枚方市枚方宿の景観まちづくりにおける修景実施のプロセスに関する研究』大阪市立大学。中島三佳 (1997) 『紀伊徳川家の参観交代：東海道枚方宿の人馬継立と宿泊を中心に』交通史研究。鳴海邦碩 (2009) 『都市の自由空間街路から広がるまちづくり』学芸出版社。西村幸夫 (2003) 『日本の風景計画』学芸出版社。日本建築学会 (2005) 『景観法と景観まちづくり』学芸出版社。日本建築学会 (2015) 『まちづくり教科書 8 景観まちづくり』丸善出版。乃木健太郎 (2020) 『出雲大社神門通りにおける「平成の大遷宮」を契機とした景観の再構成』。枚方市 (2016) 『枚方市景観計画』。枚方市 (2019) 『枚方市景観計画』。枚方市都市整備部景観住宅整備課 (2021) 『枚方宿のまちづくりについて』。枚方文化観光協会『枚方の歴史』。宮本和義 (1993) 『近代和風建築伝統を超えた世界』。三船康道+まちづくりコラボレーション (2009) 『まちづくりキーワード辞典第三版』学芸出版社。山崎裕二 (2014) 『出雲国大社観光史～参詣道から観光地へ～』大社史話会。横田健一 (1997) 『住宅密集市街地のまちづくりにおけるポケットパークと近隣住民の関係に関する考察』日本造園学会研究発表論文集 1 5。吉城秀治 (2014) 『街路空間整備を通じた交通安全対策に関する地域住民の意識構造』都市計画論文集。【ホームページ】(略)